

注記

(1) 重要な会計方針

① 引当金の計上基準及び算定方法

<貸倒引当金>

返納金債権等の未収金について、過去の実績により算定している。

② その他財務書類作成のために基本となる重要な事項

<消費税等>

税込方式によっている。

(2) 重要な会計方針の変更

従来、徴収決定時に収入計上していた他会計からの受入及び支出決定時に支出計上していた他会計への繰入について、本年度より3月分（翌年度徴収決定分及び支出決定分）の他会計からの受入額及び他会計への繰入額を貸借対照表に計上するよう会計処理を変更した。

この変更により前年度の財務書類に与える影響は以下の通りである。

貸借対照表において、他会計繰入未収金が2,352,823百万円増加し、他会計繰入未済金が389,924百万円増加すると共に、資産・負債差額が1,962,898百万円増加している。また、業務費用計算書において、業務費用合計が22,464百万円減少している。

(2) 追加情報

① 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・「現金・預金」には、決算剰余金と財政融資資金預託金との合計額を計上している。
- ・「未収金」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の雑収入等の未収額を計上している。
- ・「未収収益」には、財政融資資金預託金に係る未収利息を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「他会計繰入未済金」には、当年度末における国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入未済額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・「基礎年金給付費」には、基礎年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「委託費」には、国家公務員共済組合連合会等が支給する長期給付のうち基礎年金給付費に相当する額を長期給付の財源として国家公務員共済組合連合会等に交付した額を計上している。
- ・「国民年金勘定への繰入」には、国民年金特別会計法第4条第2項の規定により、旧国民年金法による年金たる給付のうち基礎年金給付費に相当する額を年金給付の財源として国民年金勘定へ繰り入れた額を計上している。

- ・「厚生保険特別会計年金勘定への繰入」には、国民年金法等の一部を改正する法律第35条第1項の規定により、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち基礎年金給付費に相当する額を保険給付の財源として厚生年金保険特別会計年金勘定へ繰り入れた額を計上している。
- ・「支払調整金繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、賠償償還及び払戻金等の経費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当該年度の負担額を計上している。

＜資産・負債差額増減計算書＞

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・「自己収入」には、拠出金収入等とその他の財源を計上している。
- ・「拠出金収入」には、国家公務員共済組合連合会等から受け入れた基礎年金の給付等に充てるための収入額を計上している。
- ・「運用益」には、利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、支払調整金受入及び雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「他会計（勘定）からの受入」には、他会計（勘定）からの受入額を計上している。
- ・「厚生保険特別会計年金勘定からの受入」には、国民年金法第94条の2第1項の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、厚生保険特別会計年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・「国民年金勘定からの受入」には、国民年金特別会計法第3条の2の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源を加減した額を計上している。

＜区分別収支計算書＞

- ・「基礎年金業務対価見合収入」には、国家公務員共済組合連合会等から受け入れた基礎年金の給付等に充てるための収入額を計上している。
- ・「運用収入」には、利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「厚生保険特別会計年金勘定からの受入」には、国民年金法第94条の2第1項の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、厚生保険特別会計年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・「国民年金勘定からの受入」には、国民年金特別会計法第3条の2の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には前年度決算上の剰余金の受入額を計上している。
- ・「基礎年金給付費」には、基礎年金給付のため支出した額を計上している。